区画整理反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会2017(H29)7/12 No.231 THI 羽賀 慧 羽東2

世話人 山下一夫 羽東1

「住民の生活を破壊する区画整理にNO! 私達は移転しません」

市は、家屋調査や道路工事を進めていますが、 「移転を了承しなければ、仮換地指定はしない」と明言。



*補償額提示に注意 / 移転了承とされ、「仮換地指定」されます。

- ◎家屋調査後の補償金額の提示で、市が「了解が得られた」と判断し たら、「仮換地指定通知」(処分)と「補償契約書」が来ます。注意!
 - ★「よく判らない」「納得していない」段階で、「承諾」したり「印」を押さない。
 - ★ 一人一人条件は違います。この事業でメリットのある推進者等の言動や圧力 に惑わされず、色々な情報を知った上で判断することが大切です。
 - ① もし、「仮換地指定通知」が来たら、都知事宛に処分の取り消しを 求め、「行政不服審査請求」を提出することができます。(3ヶ月以内)
 - ② 「補償契約書」に署名、押印しなければ、移転の義務は発生しません!
- ◎区画整理で良くある「言った、言わない」論争で「泣き寝入り」

市職員や都市づくり公社職員が色々な形で仮換地指定の承諾を得ようとします。

- ①市や公社・業者の話を聞く場合は、第3者を入れて対応しましょう。
- ②職員の名前を確認すること。名刺をもらったり、スマホや携帯で写真を撮る等。
- ③録音又は「口頭では判らないので、書類でください」と、資料や確認書類をもらう。

市や都市づくり公社職員等の曖昧な説明や強引な言動の記録を! 弁護士や建築家・市議・審議会委員が対応します。ご相談下さい。

連絡先: 山崎 陽一 ☎ 555-5098

山下 一夫

神屋敷 和子 \$ 555-4187 島谷 晴朗

79年かかる事業を30年に短縮しようとする羽村市、 中断移転(低性制はる)・集団移転で住民の生活を破壊!

住民の声を受け、市議会でも5議員が追求!! -|&=||報告-

- ~多くの住民から羽村市のやり方に非難の声~
- ❷ 仮換地の仮とは登記していないという意味で本換地だ。減歩・清算金・移転せよと、 「仮換地指定」は「処分」と言うが、何か悪い事しましたか? 区画整理は断固反対です。
- ❷ 市議会で市長は、川崎一丁目優先エリアで集団移転の効果を検証すると述べた。 住民に長期仮住まいさせる集団移転の実験場だ! 住民はモルモットか!
- ❷ 補償額で今と同じ家が建つのかと聞いたら、返答がなかった。心配で病気になりそう。

- ❷ 何の不自由も無く満足している終の住処なのに「仮住まいを自分で探せ、2~3年 帰って来れない」と言われた。高齢で仮住まいや家の建て替え、2度の引越は無理。
- ❷ 補償金を渡すが、更地にするのも建て替えも全て自分で行うよう説明され、業 者の一覧表を渡されたが、どうして良いか判らない。複雑な手続きも大変だ。
- ❷ 現在、擁壁部分を車庫にしているが、「換地では擁壁が低くなり車が駐められな くなる」との説明だ。市は「年を取ったら車に乗れなくなるので良いではないか。 必要なら駐車場を借りるように」と言った。酷い。
- ❸ 反対意見書を出したら、地域の推進の審議委員が圧力をかけてきた。(複数の方から)
- ❷ 印を押すまでは、調子の良いことを言っていたが、印を押したら急に、期限を 切って早く更地にせよと言われた。(複数・市議会等でも問題になった)
- ❷ 更地にするお金や家財道具の整理や保管に多くの補償金を使い、家の建て替え の自己負担が多くなると聞いた。その上、清算金の支払いなんてとんでもない。
- ❸ 市の職員は異動や退職でいなくなってしまう。責任は誰も取らない。口約束で なく、書面に残さなければダメだ。

反対の会審議委員、山下一夫、清田、 敏雄、神屋敷和子は反対しました。 市は、約22箇所の仮換地指定を審議会に諮問、意見を求めた。



審議委員「家屋調査をしたからと、仮換地指定の承諾と見なすのは間違っている。」 審議委員・「換地資料の一覧表を見ると減歩の多い人と少ない人がいる。減歩率だけ でなく、清算金の徴収・交付等の指数を示さなければ公平さが判らない」 「換地の評価計算書に複数疑問がある。間違っていたら大変な事だ。」

審議委員「擁壁の高さが低くなり、車の駐車が出来なくなると市は地権者達に説明した」 石川部長「擁壁の高さは、個々の判断で決められます。」??(いい加減で無責任な回答)

審議委員「今回、審議委員から出た質問に市が答えてから再度審議会を開くべき。」

市は、質問に答えず、暴木中会長(市長選仟。不動産鑑定士・福生市)が採決を強行。

審議委員「メリットがあり早く進めたい人はいるでしょう。しかし、メリットが全 くない人達にとっては、住環境も破壊され、その上、減歩、清算金、2 度の引越、仮住まい、家の再築は耐えられない。人権問題だ。」

広大な先行取得地を活用し、現道を生かし、住民負担のない「まちづくり」を!

【建築物等の移転・補償の流れ】

建築物等の移転・補償の流れは、次のとおりです。

なお、移転工法の違いや権利者との協議を行っていく中では、それぞれの順番が前後 する場合があります。

情報紙「まちなみ」等を通じて、工事範囲等をお得せします。 移転の時期や補償の概要について説明(個別又はパロック)します。 時期的には、「②建物等の調査」の時期のおおよその半~から2年前となります。	移転・補償の説明
--	----------

▼ 支物調査をするのであれば、その前に、換地や移転(仏住まい期间・補償・換地光の 補償金算定のため、建物所有者、入居者等の立ち会い のもと、聞き取り調査や建物内外・工作物等の調査を行います。 (立会い調査) 時期的には、「⑥建物等の移転」の時期のおおよそ 1 年 えまでもらう。

√J-

2

③ 補償金の算定 「②建物等の調査」を踏まえ、建物の評価(確認)を行ったうえで補償金を算定します。

▽ 「移転了承」とされる恐れあり。

前となります。

④ 仮換地の指定 従前地 (現在の土地) にかわる仮換地 (新たな土地) を指定し通知します。

17

(5) 補償契約の締結 権利者ごとに補償額を提示し、内容の説明を行い、移 転補償契約を締結します。

5

移転工事(曳き家または取り壊し)は、皆様ご自身で工務店等に発注していただき、従前地は更地の状態で市に引き渡していただきます。 補償金については、従前地が更地になったことを確認した後に支払います。工事着手時に、補償金の一部を前払いすることも可能です。

仮換地先が使用できる時期は、移転の手法(直接移転・**仏住むい期间は?** や集団移転など)や移転の工法(曳き家・再築)により・細かな補償内容は? 異なります。

このため、仮換地先が使用できない期間は、仮住まいに要する費用などを補償します。

⑦ 仮換地の使用開始 仮換地(新たな土地)の 能となり、建物の建築等をす

仮換地 (新たな土地) の造成工事が完了すると使用可能となり、建物の建築等をすることができます。

区画整理推進課

・文書でもらうこと!

建物(家屋)調査関係の資料

坩	t ×	羽柱	寸駅西口	B L			No			
查查	1		建	TOO STATE		近 有		申告		
	(st	福生は除	都市計却しなけ	画事業ればなら	羽村駅ない私の	西口土所有物件	地区画	整理事業におり申告しません	より移転す。 押仰	することで
	4	a	平成	年	月	Ħ		移	压 徐去	をいるかり。
			福生都 施行 代表	市計画事者 羽港者 羽港	事業羽村 村市 村市長	駅西口立並	上地区画 木	サイ 移 整理事業 解 心 殿	**-	8
建	物	住	所							
所	有者	氏	名							n A
	所 在	地	羽村市				t	世帯員(自住)		名
建	構	造						敷地(借地)		m²
	面	積	延		㎡(自	住、自家)		地 代月 額		P
物	建築		年	年 月 日		住 克	FT (
	許可	番号	号 第	号	地者	氏名	5			印
					·					

工作物及び動産	数 量	Δ	種	類	形	状	数	量	備	考
er .					8	×				
		(右側は温		-						
•		調に記								
		調査員が								
	-	記し					-			
		して								
		まくだっすだ	-							
		~ さ								
		0								
									•	
		∇								